

香川県報



第 70 号

平成 15 年

9月5日(金曜日)

目次

(●印は、県法規集掲載事項) ページ

- 告示
- 生活保護法の規定による医療扶助担当機関の指定 (健康福祉総務課) 一
 - 道路の供用開始(五件) (道路保全課) 一
- 公告
- 土地改良事業の認可 (土地改良課) 三
 - 土地改良区の役員の退任の届出 () 三
 - 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 三
 - 開発行為に関する工事の完了 () 三

選挙管理委員会告示

○平成十四年香川県選挙管理委員会告示第八十号の一部訂正

監査委員公表

○監査結果の公表(二件)

告示

●香川県告示第五百一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十五年九月五日

香川県知事 真鍋武紀

指 定 年 月 日	名 称	開 設 者	所 在 地
		香川県知事	真鍋武紀

平成二五、八、一	くすのき調剤 薬局	有限会社サン カム	木田郡三木町大字池戸二三七 四番地三
平成二五、七、一〇	こぼんや薬局	松尾 初子	香川郡塩江町大字安原上東三 七九一五

●香川県告示第五百二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年九月五日から同月二十六日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年九月五日

香川県知事 真鍋武紀

- 一 道路の種類 県道(一般)
- 二 路線名 志度小田津田線(百三十六号)
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
さぬき市鴨庄一九三〇番一地从先から	一三・六	一〇〇	平成八年香 川県告示第 七百八十二 号で変更し た区域
さぬき市鴨庄一三四番二地先まで	一四・四		

四 供用開始の期日 平成十五年九月五日

●香川県告示第五百三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年九月五日から同月二十六日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年九月五日

- 一 道路の種類 県道(一般)
- 二 路線名 千疋高松線(百七十四号)
- 三 道路の区域

香川県知事 真 鍋 武 紀

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市岡本町字立石六三三番三地先から 高松市岡本町字本村一二四八番一地先まで	七・六 二七・〇	五八〇	平成十二年 香川県告示 第九十一号 及び平成 十三年香川 県告示第七 百八十六号 で変更した 区域の一部

- 四 供用開始の期日 平成十五年九月五日

●香川県告示第五百四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年九月五日から同月二十六日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年九月五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道(一般)
- 二 路線名 岡本香川線(百七十号)
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市岡本町字本村一二五四番一地先から	一四・七		平成十三年 香川県告示

高松市岡本町字幸ノ神八五七番一地先まで

五三・八

二六〇 第三十九号
で変更した
区域の一部

- 四 供用開始の期日 平成十五年九月五日

●香川県告示第五百五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年九月五日から同月二十六日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年九月五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道(一般)
- 二 路線名 瀬居坂出港線(百九十二号)
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
坂出市中央町二〇二三番一地先から 坂出市中央町一九七九番一地先まで	二三・〇 四一・〇	一一三	平成十三年 香川県告示 第五百二号 で変更した 区域

- 四 供用開始の期日 平成十五年九月五日

●香川県告示第五百六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年九月五日から同月二十六日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年九月五日

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線名 高松善通寺線（二十三号）
- 三 道路の区域

香川県知事 真 鍋 武 紀

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
坂出市白金町二〇二四番一地先から	一・二・八	五	平成十五年 香川県告示 第五十号で 変更した区 域
坂出市白金町二〇二四番六地先まで	二七・八		

四 供用開始の期日 平成十五年九月五日

公 告

●香川県公告第五百三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、高松市林地区土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（横断道関連）上下所地区）を行うことについて平成十五年八月十八日認可した。
平成十五年九月五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第五百三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、高松市木太新池土地改良区から役員（の）の退任について次のとおり届出があった。
平成十五年九月五日

役員の 種類	氏 名	住 所	退任年月日
理事	神内 圭一	高松市木太町一六九四番地	平成一五、五、四

●香川県公告第五百三十二号

詫間町より詫間都市計画臨港地区の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、香川県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。
平成十五年九月五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第五百三十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。
平成十五年九月五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
坂出市川津町字西原六一九三―三
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
坂出市川津町四一六〇番地一
田中 利哉

選挙管理委員会告示

●香川県選挙管理委員会告示第七十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、香川県防衛を支える会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成十四年香川県選挙管理委員会告示第八十号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支等に関する報告書の要旨）の一部を次のとおり訂正する。
平成十五年九月五日

香川県選挙管理委員会委員長 大 林 一 友

その他の政治団体の部香川県防衛を支える会のうち1中

「1. 収入総額」	360,305円」を
「1. 収入総額」	460,305円」に
「 本年收入額」	320,016円」を

「 本年収入額	420,016円	トヨク
「 3. 翌年への繰越額	305円	ヤ
「 3. 翌年への繰越額	100,305円	トヨク
「 寄 附	320,000円	ヤ
政治団体分	320,000円	ヤ
「 寄 附	420,000円	トヨク
政治団体分	420,000円	トヨク
「 合 計	320,000円	ヤ
「 合 計	420,000円	トヨク
「安全保障・管理政策研究会	320,000円	東京都新宿区
「安全保障・管理政策研究会	420,000円	東京都新宿区

監査結果公表

●香川県監査委員公表第29号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

1 監査対象年度	平成14年度	香川県監査委員	鎌田守恭
2 監査の概要	健康福祉部(病院事業会計)	同	名和基延
3 監査対象機関	丸亀病院	同	石川稠治
		同	広瀬員義
		監査年月日	平成15年7月16日

津田病院	〃
白鳥病院	〃
がん検診センター	平成15年7月17日
中央病院	〃
県立病院・施設経営課	平成15年7月22日

4 監査の結果
事業の運営及び予算の執行については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度関係機関に口頭により指導を行った。

予算の執行に当たっては、今後とも厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項
該当事項なし

(2) 指導注意事項
ア 超過勤務手当の支給について
週休日の割振り変更を同一週内において行う場合には超過勤務手当は支給されな
いにもかかわらず、支給割合100分の25の超過勤務手当を支給しており、また、週
を越えて割振り変更を行う場合において当該週の勤務時間が40時間を超えるときに
は、支給割合100分の25の超過勤務手当を支給しなければならぬにもかかわらず
支給していないので、返納させ、又は追給する必要がある。(丸亀病院)

イ 委託契約事務について
予定価格が30万円を超える随意契約をする場合は、予定価格調書を作成しなけれ
ばならないが、エレベーター保守委託契約(契約金額856,800円)及び浄化槽維持
管理委託契約(契約金額668,400円)については、予定価格調書を作成していな
かった。(がん検診センター)

(3) 検討指示事項
該当事項なし

●香川県監査委員公表第30号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成15年9月5日

香川県監査委員 鎌田守恭
同 名和基延
同 石川朋治
同 広瀬員義

1 監査対象部局 水道局

2 監査対象年度 平成14年度

3 監査の概要

監査対象機関

監査年月日

県営水道事務所

平成15年7月16日

水道局

平成15年7月22日

4 監査の結果

事業の運営及び予算の執行については、おおむね適正に執行されていると認められた。

なお、軽微な事項については、その都度関係機関に口頭により指導を行った。

予算の執行に当たっては、今後とも厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

平成十五年九月五日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています